

## 条例の効力についての整理（案）

## ○ 「第4 基本理念（不当な差別その他の人権侵害行為の禁止）」について

「第4 基本理念（不当な差別その他の人権侵害行為の禁止）」については、基本理念として「何人も」不当な差別その他の人権侵害行為をしてはならないことを謳うものであり、県内外問わずいかなる人や団体も不当な差別その他の人権侵害行為を行ってはならないことを県の意思として表明するものであるが、實際上効力が及ぶ範囲としては、県民、県内の滞在者、県内に立地する法人や法人でない団体に限定されると考えられる。

それは、基本理念としての不当な差別その他の人権侵害行為の禁止は、対象者に周知され、意識付けがされることに意義があると考えられるところ、県外にある者に対しては条例の内容を周知することが実務上困難であると考えられるためである。

## ○ 「3（1） 相談体制」について

「3（1） 相談体制」については、相談対象となる人権侵害行為の主体が県外にあるかどうかにかかわらず、県民、県内の滞在者、県内に立地する法人や法人でない団体からの相談に県は応じなければならないと考えられる（ただし、相談対象となる人権侵害行為の主体が県外にある場合は、その主体に直接面会して調査や調整を行うことは実務上困難な場合もあると考えられるので、助言や関係機関の紹介などが対応の中心となることが想定される。）。

それは、相談は傾聴や助言が基本となるものであり、相手方当事者に何らかのアクションをとることが義務付けられるものではないので、相談者が県民、県内の滞在者、県内に立地する法人や法人でない団体であれば対応することが適当であると考えられるためである。

## ○ 「3（2） 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」について

「3（2） 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」については、相手方当事者にアクションをとることが前提となるため、相手方当事者が県外にある場合は、基本的に、適用は難しいと考えられる。

それは、助言・あっせん・勧告は相手方当事者との対話を重視した仕組みであるところ、相手方当事者が県外にある場合は、相手方との面会等が実務上困難であると考えられるためである（隣県であれば可能な場合もあるとは考えられるが、地域的な線引きが難しいので、隣県の場合も相談体制において適切に対応することが考えられる。）。特に、インターネットを通じた行為の場合、海外からの発信も想定されるが、海外在住者に県からアプローチすることは極めて困難であると考えられる。